



裁判所見学及び調停制度の説明 会開催について

今年、調停制度が発足して90周年になります。調停制度90周年の広報事業として、裁判所見学及び調停制度の説明を次のとおり行いますので、ご参加ください。

▼日時

10月31日（水）まで

平日午前8時30分から午後5

時まで（随時受付）

▼場所

名寄市西4条南9丁目

旭川地方・家庭裁判所名寄支部

▼内容

裁判所の見学及び調停制度の説明

▼説明担当者

裁判所職員

▼お申込み先

旭川地方・家庭裁判所名寄支部
庶務課

電話01654-3-3331

※電話でお申し込みください。

平成25年剣淵町成人式について

教育委員会教育課
社会教育グループ

平成25年の剣淵町成人式は、次のとおり挙行する運びとなりましたのでお知らせいたします。

▼日時

平成25年1月13日（日）

午後2時から

▼場所

町民センター1階 大集会室

▼対象者

平成4年4月2日～平成5年

4月1日の間に生まれた方

▼その他

①剣淵町に住民票のある方は、教育委員会より、11月中頃に案内状を送付いたします。

②町外に住所を有している方で、剣淵町の成人式に出席を希望される方は、自治会回覧に添付している「出席申込書」に記載いただくか、または直接教育委員会までご連絡ください。

▼お問い合わせ先

教育委員会教育課社会教育グループ（電話34-2121）
FAX34-2530



北海道文化財保護強調月間についてのお知らせ

教育委員会教育課
社会教育グループ

貴重な文化財を守り伝えるために、北海道全域で、毎年10月8日から11月7日まで「北海道文化財保護強調月間」と定めています。

剣淵町には、町の文化財（文化遺産、自然遺産等）「剣淵屯田兵屋」「元屯田兵射的場」「開拓記念木・ヤチダモ」をはじめ数多くの文化財があります。

これからも貴重な文化財を大切に保存し、後世の人たちに伝えられるよう、文化財への理解とともに保存への協力をお願いします。

なお、剣淵町資料館及び剣淵屯田兵屋の見学を希望させる方は、教育委員会までお問い合わせ願います。

▼お問い合わせ先

教育委員会教育課社会教育グループ（電話34-2121）

第40回上川北部精神保健大会について

▼日時

平成24年10月26日（金）

13時30分～16時30分

▼場所

下川町バスターミナル合同センター（上川郡下川町共栄町6）

▼入場料

無料

▼演題

自殺予防ゲートキーパー研修
～大切な人の悩みに気づいてください～

▼お問い合わせ先

上川北部精神保健協会事務局
（名寄保健所）

電話01654-3-3121

FAX01654-3-3224

4

※平成24年10月19日参加申込書にてFAXまたは電話でお申し込みください。

陸上自衛隊高等工科学校生徒（一般）募集について

▼資格

15歳以上17歳未満の男子（平成25年4月1日現在）

▼受付

平成24年11月1日（木）～平成25年1月7日（月）

※電話連絡等により広報官が対応します。

▼試験日

平成25年1月19日（土）

▼試験会場

陸上自衛隊名寄駐屯地

▼身分

特別職国家公務員（生徒）

※自衛官ではありません。

▼居住場所

神奈川県横須賀市御幸浜2-1
（武山駐屯地）

▼高校教育

神奈川県立横浜修悠館高等学校（通信制）に入学し、生徒過程修了後に高等学校の卒業資格を取得することができます。

▼休日

週休2日制、祝日、年末年始休暇等

▼手当

生徒手当：月額94,900円
期末手当：年2回（6月、12月）

▼待遇

宿舍料無料、食事・制服類・寝具は支給又は貸与

※その他、詳しい資格・条件等は、下記までお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

名寄市西1条南9丁目45（公園通り）

自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所

電話01654-2-3921

※受験申込みは、剣淵町総務課でも受け付けています。

地方税合同公売会の開催のお知らせ

道内では初の取組となる道と市町村が連携した合同公売会を次のとおり開催します。

地方税の滞納者から差し押さえた自動車や美術品、骨董品、アクセサリー、テレビ等換価価値が高い物品役100点を公売会場に一同に陳列し、競売します。

合同公売会では公売物品を実際に手に触れて品定めすることが

でき、どなたでも公売に参加することができ、多くの方のご来場をお待ちしています。

合同公売会に関する詳しい内容は、上川総合振興局・道税ホームページをご覧ください。直接電話でお問い合わせください。

▼日時

平成24年11月10日（土）
10時から15時まで

▼場所

旭川市民文化会館

▼お問い合わせ先

上川総合振興局納税課
電話0166-46-5937



教育委員会所管の助成・補助事業について

教育委員会教育課
社会教育グループ

教育委員会社会教育グループでは、町内の生涯学習活動がより発展できるよう、生涯学習に関わる

事業や活動への助成・補助事業（助成金・補助金）があります。

団体が、新たに自ら企画し実施する事業や活動に対して「剣淵町生涯学習活動推進事業補助金」があります。講師への謝礼や資料代等の補助対象経費の4分の3以内の額で、5万円を上限に補助することができません。

また、団体が町外で事業や活動を実施する際の交通費の負担軽減として「剣淵町生涯学習活動団体交通費助成金」があります。バスの上料金（有料道路料金、駐車料金は対象外）の10分の7以内の額で、10万円を上限に助成することができません。

その他「剣淵町公民館分館講座実施支援交付金」、「剣淵町社会教育関係競技大会・研修会出場等補助金」、「剣淵町スキーリフトシーズン券購入費用助成金」があります。

各助成・補助事業（助成金・補助金）は、それぞれに交付対象者、交付対象の制限、交付対象経費等を定めています。

▼お問い合わせ先

教育委員会教育課社会教育グループ（電話34-2121）